

神奈川県ライトセンターの 指定管理者候補（案）について

指定管理者候補（案）	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会
------------	-------------------------

1 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果

(1) 評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	特定非営利活動法人 神奈川県視覚障害者福祉協会（座間市）	70	5	23	98

(2) 評価の概要

- 委員会として提案者は指定管理者候補として適切であると判断した。
- 評価できる点は、次のようなものがあつた。
 - ・ ライトセンターを当事者団体が運営することについて、新たに、当事者の実感に根ざした取組の実践が期待できることから、大いに評価される。特に、実体験や経験に基づいた情報保障や、平時及び非常時の支援に主体的に関わっていくことが期待できる。
- 今後への期待・要望としては次のようなものがあつた。
 - ・ ライトセンターの運営にあたっては、ボランティアの存在は生命線ともいふべき極めて重要な存在である。近年、担い手が高齢化し、減少傾向にある中で、既存のボランティアとの対話を重ねるとともに、当事者団体としてのネットワークや教育機関との連携を活かし、若年層の育成や活動の工夫を通じて、ボランティア活動の活性化を図っていくことを期待する。
 - ・ 申請法人の、現在勤務している職員のうち継続意向のある者などを継続雇用するという方針は評価できる。一方で、円滑で持続的な施設運営に向けて、特定の技術や技能などを持った一部の個人に依存しすぎることなく、組織として安定的に業務を遂行できる体制づくりに努められたい。
 - ・ 人事異動がないことで、点字作成等の専門的な知識や経験を蓄積しやすくなるが、その利点を活かすためにも、計画的かつ継続的に組織マネジメントと人材育成を進めてもらいたい。
 - ・ 財務面においては、現時点で申請法人は盤石とはいえず、特に手元資金の少なさから不測の事態に対する耐性が乏しい点が懸念される。また、会計規模が大きくなることから、今後の安定的な運営に向けては、経理体制の強化は必須と考えられ、加えて内部統制の整備が強く求められる。専門家の活用も推奨したい。
 - ・ 視覚障害者の生活上の多様なニーズに対応するには、医療・保健・教育など関係機関との連携が不可欠である。特に、乳幼児や重度障害者への支援においては、医療や保健分野との協働が重要となる。県立の情報提供施設として関係機関との連携を図りながら、県とともに取組を進めてもらいたい。
 - ・ 視覚障害者の健康増進や社会参加を推進する上で、スポーツ活動の充実は重要な柱となる。地域のスポーツジムやプールの利用支援を進めるとともに、アウトドア活動や競技スポーツも含め、競技団体と連携するなど、利用者のニーズに合わせ、より幅広い種目を体験する機会の提供にも期待する。

2 神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会評価結果に対する福祉子どもみらい局意見

評価結果について	同意する
----------	------

〈意見理由〉

神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。

【サービスの向上】

- すべての項目で良好な評価が得られている。

【管理経費の節減等】

- 提案額の積算は適切になされている。

【団体の業務遂行能力】

- 財政的な能力の項目において、手元資金の少なさや経理体制に懸念はあるが、その他の項目については良好な評価が得られている。

外部評価委員会評価点の詳細について

施 設 名 神奈川県ライトセンター

大項目	小項目	評価の視点	評 価 点		特記事項
			配点	A 団体	
Ⅰ サービスの向上	管理運営方針	・総合的な施設の運営方針及び考え方が、視覚障がい者の視点に立ち、かつライトセンターの役割と整合しているか ・視覚障がい者福祉に関する理念があるか	3	3	
	委託の考え方	・業務の一部を委託する場合の業務内容等	3	3	
	施設の維持管理	・保守管理業務、清掃業務、保安警備業務等についての実施方針	3	3	
	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・手話言語条例への対応	3	3	
	苦情・要望等への対応	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	3	3	
	利用者サービスの取組	・情報提供施設としての取組	10	10	
		・相談、指導、訓練事業等視覚障がい者支援の取組	7	7	
		・視覚障がい者に対する差別の解消・虐待防止に向けた取組	3	3	
		・ボランティアの養成や活用等に対する取組	8	8	
		・スポーツ活動の振興に対する取組	6	6	
		・地域活動支援及び普及啓発の取組	6	6	
		・施設管理及び視覚障がい者福祉に関する新たな事業提案の内容等	3	3	
	自主事業の実施	・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	3	3	
	平常時の安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	3	3	
	緊急時の対応	・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応 (救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)	3	3	
	地域と連携した魅力ある施設づくり	・周辺地域や関係団体等との連携や交流の考え方	3	3	
Ⅱ 管理経費の節減等	節減努力等	5点×「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）	5	5	

目 団体の業務遂行能力	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	5	
	財政的な能力	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営の状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	3	
	コンプライアンス等	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ・手話言語条例への対応 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ・再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組 ・社会貢献活動等、災害発生時の自治体との連携、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	3	3	
	障がい福祉に係る法的知識等	・障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法等障がい福祉関係法令についての知識、研修体制 ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」及び「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の主旨を踏まえた取組についての考え方	5	5	
	障がい者雇用の促進	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績	2	2	
	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	2	2	
	これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績 ・利用者の視点に立った情報提供実績 ・視覚障がい者の特性を踏まえ取り組んだスポーツ振興の実績 ・その他視覚障害者の福祉、地域社会との連携や共生社会実現に向けた取組の実績	3	3	
	合 計		100	98	